

障害者虐待を防ぎましょう

平成24年10月1日より「障害者虐待の防止法」が施行されました。障害者をお持ちの方への虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うために、牟岐町では『牟岐町障害者虐待防止センター』を設置しました。「もしかして?」と思ったら、下記連絡先まで通報をお願いします。障害者虐待を防止するために、地域のみなさんで取り組んでいきましょう。

虐待が疑われる場合の相談・通報窓口は、役場住民福祉課になります

連絡先	平日昼間 8:30~17:15	TEL. 0884-72-3416
	夜間・休日 17:15~8:30 年末年始	TEL. 080-2850-6562

その他一般相談や、心配事等は…

連絡先	海部郡相談支援センター「おおぞら」	TEL. 0884-77-1494
	とみた県南コミュニティ・ケアセンター 「相談支援事業所とみた」	TEL. 0884-77-1230

☆障害をお持ちの方の一般相談や心配事を受け付けています

精神障害者保健福祉手帳制度について

この制度は、精神障害者の方が、精神障害者保健福祉手帳を取得することにより、各種優遇措置の適用が受けられやすくなるとともに、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

手帳の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。

障害等級

症状の状態によって、1級から3級までの障害等級が認定されます。

申請及び交付

1. 申請者

申請者は、本人です。ただし、家族や医療機関の職員の方が申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。また、15歳未満の児童については、あわせて保護者名を記入して申請してください。

2. 申請書類

☆申請書（町役場、病院にあります。）

☆診断書（町役場、病院にあります。）又は、障害年金の受給証書の写し等

☆写真1枚（4cm×3cm）

3. 申請方法

次の二つの申請方法があります。

①申請書に、診断書を添付して申請してください。

この場合、診断書は、精神保健指定医、その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点のものがが必要です。

②申請書に、障害年金の受給証書の写し・同意書を添付して申請してください。この場合、診断書は必要ありません。なお、直近の年金支払通知書の写しを併せて添付してください。

4. 交付の決定

県が申請書類を審査し、適当と認めたときは、手帳を交付します。また、不適当と判断したときは、県より通知書を発行します。

5. 手帳の有効期限

県で交付した日から2年間です。更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◎詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）